



編さん便り

千葉市史編さん担当

〒 260-0856

千葉市中央区亥鼻 1-6-1

千葉市立郷土博物館

TEL 043-222-8231

Chiba-shishi News Letter NO.2 2009.3

千葉市史では、「古文書講座」を江戸時代に書かれた古文書をテキストとして、初級・中級二つのレベルを設けて開催しています。今回、平成8年度より講師をお願いして参りました、編集委員の渡辺孝雄先生に、主にテキストとして使用した野田村(緑区誉田町)の御用留から注目できる点についてご寄稿頂きました。併せて、受講者の方の感想も掲載いたします。

野田村の御用留を読む

渡辺孝雄

千葉市史中級古文書講座では、野田村の御用留をテキストに使用してきました。野田村(緑区誉田町)は、江戸時代後期に151石の村高でしたが、文久3年(1863)段階では家数68軒、人数446人と、村高の割には家数・人口の多い村でした。土気往還の駅場の村で、荷物の継ぎ送りをを行う問屋が置かれていました。野田村は、森川氏一万石・生実藩領の村でした。森川氏は、北生実村(中央区生実町)に陣屋を設け、寛永年間から廃藩置県まで約240年間、その周辺の12ヶ村・約7000石を支配していました。御用留とは、藩からの命令・指示等が村々に送られた時に、名主がそれ等を書き留めた記録です。村々の協議事項や、野田村が関係した訴訟等も記録されています。

テキストで使用した天保15年(1844)の御用留(今井家文書)は、天保15年9月11日~弘化2年(1845)1月14日迄の約4ヶ月間の記録です。この間の廻状は44通で、10月は10通、11月は19通、12月は8通です。この廻状の触元は、生実役所(23)・割元(10、12ヶ村の名主の上に位置づけられた役職)・北生実村名主(9)と、割元・北生実村名主からの廻状もかなりあります。藩の命令・指示に対し、12ヶ村の名主達はその対応を話し合うために会合を持ちましたが、その会議案内が主なものです。

生実陣屋周辺の12ヶ村は、二つのグループに分けて廻状が回されていました。野田村が属したグループでは、有吉村一野田村一遍田村一平山村一小花輪村こくづけの順に回されていました。緊急の用件である場合は、刻付こくづけといい、村名の下の廻状を受け取った時刻を書かせ、深夜でも次の村に送らせました。この廻状は触元に返されたため、村名と時刻



野田村御用留(写真は天保15年と嘉永元年のもの 今井喜夫家文書)

をみて、回覧状況を確認したのです。

内容的に多いものは、殿様の帰国と出府関係(14)、藩政関係(11)、年貢・夫役負担関係(10)、幕府からの命令(8)等です。第九代藩主の森川俊民がこの年の9月24日に帰国し、11月16日に江戸へ向け出発していますが、船橋宿までの出迎え・見送りのため、村々に人馬を割り当てています。また天保15年12月17日付の生実役所からの廻状に、「12月13日に弘化と改元」と、幕府からの改元の通知が伝えられています。生実藩の村々の名主達は、幕府通達の4日後に、年号を天保から弘化にかえるという改元を知ったのです。

廻状の内容は、村人にどのように伝達されたのでしょうか。野田村の場合、御用留には「夜村方惣寄合申渡」とあり、よるむらかたそうよりあいまうしわたし生実藩の家老職の青木七郎右衛門が就任したこと・篠崎庄吉を割元見習いに任命したこと・質屋営業を勝手に行うことの禁止・質屋利息の定め・生実役所における郡代等役人の執務時間通知(午前7時~午後1時迄)・道普請等について説明しています。御用留は、藩がどんな領地支配をしていたか、その一端を知ることの出来る貴重な記録です。

今回は、野田村御用留を教わった。最初に見たところ、なんとか読めそうな気がする。この講座の特徴は、全員が二、三行ずつ順番に読んでいくことにある。もちろん、読めない人はパスもできる。だが、分からない字があっても、先生に助けられながら読むという楽しみ方もあるのだ。予習は必須、一通りテキストに目を通して、読めない字をチェックしておく。そして、開講前に近くの人と読み合わせなどしながら、開始を待つ。事前学習は大変だが、この方法だと、読めなかった文字はよく覚えらる。

講座では1つの文章のまとめりまで読み終えると、渡辺先生が一字一字黒板に板書してくださる。不明な文字があると

きは、参加者に確認しながら進めていく。それから声を出して全員で読み返す。古文書講座には珍しい全員参加型のスタイルで、ずっとこのやり方だという。

5回の講座だが、毎回、読めなかった字が分かるようになり、実力が付くような気がする。テキストは地方文書なので、読みにくい字も多いが、定例化された文章も、また固有の地名などもあるので、なんとかついていける。

今後ともぜひ続けていただきたいと、切に願っている。

(H20年度中級受講者 藤原真由美様)

市民の声

中級古文書講座と受講して

天正 19 年の検地帳
(平川町有文書)



平川町有文書とは

平川町有文書は、緑区平川町で伝えられてきた、総点数 1098 点、最も古い天正 19 年 (1591) の検地帳から平成 11 年の史料まで、近世から近代、現代に至るまでの町の共有文書類を含む史料群です。天正 19 年の検地帳は、関東移封により近世大名として再出発しつつあった徳川氏が、新たに領国とした両総地域で同年に実施した検地の一環で作成されたものです。これは近世の平川村の出発を示す史料ということになります。この他に他村との境界をめぐる争論関係の文書・絵図も数多く残っています。近代以降については、町内会運営関係の帳簿類の他、消防団・婦人会などの団体関係資料が含まれています。他に青年館関係の資料や共有地の図面などもあります。いずれも平川という地域を知る上でなくてはならない重要な古文書ばかりです。本年度、登戸の神楽囃子とともに千葉市地域文化財として登録されました。



宝永 5 年 (1708) 野呂村との地境争論裁許絵図 (平川町有文書)
それまで不明であったヤツ内の野呂村との境界を明らかにする争論に際し作成されたもの。用水や野の利用などの権益のため、江戸時代にはこうした争論により村境を次第に確定していきます。

「地域」の史料は宝の山!!

平川町有文書

からみる、「平川」という地域。

文書群形成の背景

江戸時代の平川村は、安政 2 年 (1855) 段階で村高約 243 石・家数 42 軒・人数 258 人・馬 37 疋、全体的に畑より田の多い「田勝ち」の村でした。平川村を支配していたのは、旗本林氏・神谷氏・戸塚氏と佐倉藩の四人の領主です (こうして複数の領主に支配されていることを「相給」といいます)。各グループは領主の名前をとって「〇〇組」と呼ばれ、年貢などの諸役の管理、人別の把握などは各「組」が担っていました (戸塚氏知行分については無民家のため、平川村全体の管理でした)。

右頁の絵図面は平川町有文書のものではありませんが、当時の平川村の様子がよくわかるので、ここから江戸時代の平川村をみてみましょう。

まず図の中央、東西に長く田が展開しています。この部分はいわゆる「ヤツ」で、ここにヤツ田が形成されていたのです。ここを中心に外側へ向かって畑・山が展開しています。南には「国境松」「国境並木」「国境土手」などの文字や立派な松の絵があり、ここが上総との国境であることを示しています。また、西側には上の図で確

定した野呂村との境が明確に描かれています。そのほか、周辺の各村との境も明記され、村の範囲を意識的に描こうとしていることがわかります。平川村では、北東部分の鳥喰野と呼ばれた野呂・和泉・平川三ヶ村の入会野を除き、18 世紀前半には、さまざまな争論の結果、絵図にあるような村境を確定しています。平川町有文書にも、そうした境を決定していく争論について、数多くの史料が残されています。

集落 (この地域では「入地」と呼びます) はヤツ田を挟むようにして四つ存在しました。これは先ほど提示した領主ごとの「組」と同じではありません。右の絵図は支配別に三色に色分けされているのですが、ひとつの集落内でも家別で異なった色で描かれていることがわかります。つまり、四人の領主による支配を受けているとはいっても、それがきれいに四つに区別されているわけではなく、各家・田・山ごとに支配が錯綜していたのです。

このように、支配が錯綜している村がまとまって一つの絵図を作成しているということは、当時の平川村内の支配を越えた結びつきを示し、「平川町有文書」という

虫干し会

平川町内会では、現在でも 7 月の土用の丑の日前後に虫干し会を行っています。虫干しとは、衣類や書籍・書画などを乾燥した涼風にあて、虫害や湿気などを取り除くための行事ですが、社寺などではこうした機会にそれらを公開することがあります。

現在、平川町有文書の史料そのものは千葉市立郷土博物館に寄託されています。当日はそれらを平川町の集会所に運んで、全ての史料を広げて中身を確認します。寄託される以前は、郷箱に入れられて町内会長さんが持ち回りで管理していました。火事が起きたときには、自分の家族や家財道具よりも先にそれを持って逃げるようになっていたそうで、町内会長さんの責任は重大なものだったといわれています。つまり、それ



だけ平川町にとって、貴重なものであると認識されていたということです。

平成 20 年度は、7 月 26 日 (土) に行われ、多くの町民の方が参加されました。江戸時代に描かれた大判の絵図や土地開発に関する史料など、それぞれに興味を持った史料を熱心に読んでおられました。特に絵図面などでは描かれた場所の特定など「さすが地元」と思われるご指摘を多数頂き、我々もとても勉強になりました。

自分の住んでいる土地にどのような歴史があったのか、各家に残る史料もさることながら、こういった町有・区有文書は、「地域」のルーツを強く意識させられるものです。まさに地域の「宝」と呼ぶことができるでしょう。そうした意味でも、虫干し会はこれからもぜひ続けて欲しい行事のひとつです。

文書群がなぜ存在するのか、ということに関わってきます。隣り合う家や田が違う領主に支配され分断されているのは、年貢を間違いなく各領主へ納めることすら困難なのは明白です。こうした状況は、集落ごとのまとまりで祭祀をおこなうことや、村全体で入会地等を共有し、村の土地基本台帳である検地帳を村全体で保管・継承すること、幕府からの国家的な役負担に対し村全体で対応することなど、一つの村としてのまとまりを意識的に保つことで回復されていたのです。平川町有文書は、そうした背景から形成された文書群であり、それが明治以降も途切れることなく続いてきているのです。

幕末の平川村支配色別図 (平川町高橋信勇家文書)
赤 (佐倉藩領)・青 (旗本神谷氏知行所)・白 (旗本林氏知行所) と三色で、田畑・山・家に至るまでがそれぞれ領主別に彩色されている。



